

3 総防管第 222 号
令和 3 年 4 月 13 日

一般社団法人 日本経済団体連合会 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和 3 年 4 月 9 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示等について」において、感染状況や医療提供体制等に関する分析・評価の結果、4 月 12 日以降については、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「法」という。）第 31 条の 4 第 3 項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和 3 年 4 月 12 日から令和 3 年 5 月 11 日までの 30 日間とする旨の公示が行われました。（資料 1）

これを受け、都は、4 月 9 日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、感染の拡大を防ぐため、4 月 12 日から 5 月 11 日まで、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を実施することといたしました。（資料 2）

その概要は、都民の皆様に対しては、外出の自粛（営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと等）、事業者の皆様に対しては、イベントの開催制限（人数上限、収容率、飲食を伴わないこと等の規模要件等に沿った開催）、飲食店等に対する営業時間の短縮（営業時間は 5 時から 20 時まで。ただし、酒類の提供は 11 時から 19 時まで等）、業種別ガイドラインの遵守等を行い、また、法には基づきませんが、同様の内容について、各種施設に対して引き続き、御協力をお願いするものです。

また、令和 3 年 4 月 9 日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、まん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について通知されましたので、お知らせいたします。（資料 3）

なお、5 月 12 日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年4月9日付け事務連絡

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示等について」

資料2・・・令和3年4月9日「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」

資料3・・・令和3年4月9日付け事務連絡

「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

【参考資料】

参考資料1・・・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030409.pdf

(30頁 資料2)

参考資料2・・・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月9日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210409.pdf